

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

施設・事業所名	社会福祉法人吉田福祉会 幼保連携型認定こども園 きららおひさまこども園
訪問調査年月日	平成27年11月24日

## ◆総評

### 【特に評価の高い点】

#### ○施設が有する機能を地域に還元し地域の福祉向上のための取り組みが行われている。

「社会福祉法人吉田福祉会第3期（平成25年～29年度）中期事業計画書」の中では経営理念に【「地域で暮らす喜びをいつまでも」地域社会に向けて質の高い福祉サービスを提供します。】と掲げられ、全体戦略と中期事業計画のなかに「幼保連携型認定こども園への意向と分園化などによる未満児の受入れ拡大・児童発達支援・放課後デイサービスの拡大」が盛り込まれている。就学前の教育や小学校との連携を視野に入れ、地域の子どもの子育てニーズに応じた事業展開を図っている事が文書から読み取れる。

園長は、地域の子育て拠点機能を備えた施設として社会的役割を果たしていきたいと考えている。園には「地域子育て支援センターきらら」（地域子育て拠点支援事業・一時預かり事業）、「きららにじぐみ」（児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業）、「児童クラブきらら」（放課後児童健全育成事業）が併設され、複合施設として運営されており、園が有する専門的な機能を地域に還元している。さらに今後は新規事業として「子ども訪問相談」が実施される予定であり、さらなる地域の福祉向上のための取り組みが計画的に行われている。

#### ○子どもの様々な発達を促し心地よく生活できるような環境が整備されている。

「きららおひさまこども園グランドデザイン」の「施設的环境」の項目には【五感の力とからだを育てる環境】【好奇心と探求心を引き出す環境】【日常的に異年齢交流できる環境】【食べる力・食べる意欲を育てる環境】と掲げられており、園長が園舎の設計の段階から積極的に関わってきたことから、子どものためにとの思いが込められた施設環境であることがうかがえる。

園舎は大きな園庭を囲むようにコの字に建てられており、各年齢の保育室は園庭に面する形で配置されている。保育室と園庭の間にはデッキがあり、デッキは各保育室をつなぐように園庭に沿ってぐるりと設置されている。建物内の廊下も広く、日常的に異年齢交流ができるように考えられた造りになっている。園庭は、子どもたちが五感を使い自らで遊びを作り出してほしいというねらいからあえて遊具は置かず、水道ポンプを設置したり起伏をつけた形状にしている。園庭にはさつまいも畑を作っており、作物作りを経験する中で子どもたちの食べ物への関心や感謝の気持ちを育めるよう取り組んでいる。園内には発達段階に合わせたトイレが10か所設置されており、壁面やトイレのドアで雰囲気を変えている。3歳以上児のトイレは就学に向けて男女別に設置されており、トイレトレーニング中心の2歳児用のトイレは明るく、2クラスどちらの部屋からも使いやすい造りになっている。3歳児の部屋には落ち着いて絵本などを聞くことが出来るスペースが設けられ、4・5歳児の部屋には「秘密基地」と呼ばれる設備が設けられている。「秘密基地」は小部屋や狭い通路が積み重なった大型遊具のような形状で、階段をのぼって天井の低い通路の中を進んでいくと隣のクラスにつながっており、子どもの好奇心・探究心を引き出せるような造りとなっている。「秘密基地」では子どもたちが少人数でゆったりと遊んでいる場面も見られた。

### 【改善が期待される点】

#### ○事故防止や安全確保におけるリスクマネジメントの組織内の体制を確立し実行していくことが期待される。

現在はすべてのリスクに対するマニュアルが整備され、ヒヤリハット用紙により園児の安全を脅かす事例の収集は行われているが要因の分析、対応策の検討・実施には至っていない。園児の安全を確保することは、最も基本的なサービスの提供であり保護者が強く望むものである。

法人の経営方針には「(2) リスクマネジメント体制の構築と人材育成に努め、サービスの質の向上を図ります。」と明示されており、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（第1章第3幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項）」の中にも事故防止及び安全対策として職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の基に安全指導を行うこと。」と規定されており、安全管理の体制づくりは保育の質を高める意味からも積極的に取り組む事が求められる。

園長は平成25年に開設されたばかりの施設で経験の浅い職員が多い事や大規模な園で職員数も59名と多勢であることからから保育の質の向上を課題と考えている。

マニュアルを整備した上に組織内のシステムを確立し実行していくことは園児の安全等に関する意識を職員全体で向上させ保育の質の向上にも繋がることから、今後は園長のリーダーシップのもと、担当者・担当部署の設置、定期的な検討の場の設定、再発防止や未然防止のための対応策の定期的な評価・見直しの実施等を行い職員に周知し、組織内の体制を確立し実行していくことが期待される。

#### ○園の組織・運営や保育サービスの質の向上に向けた定期的な評価体制構築への取り組みに期待したい。

今回の第三者評価受審については、開設して3年目というところでの受審である。園長自身は、必要性を感じていながらこれまで園の自己評価に着手できていなかったと振り返っており、今回、第三者評価を受審したことをきっかけに自己評価に取り組んでいきたいと考えている。また、園長自身が自己評価に取り組む中で職員育成の時期がきたとも感じており、人材育成も含め、質の向上に着手していく意向を持っている。今後、組織として園の組織・運営や保育サービスの質の向上に向けた定期的な評価体制の構築への取り組みに期待したい。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 理念が明文化されている。	法人・保育所の理念、保育理念が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。	○
	法人・保育所の理念から、法人・保育所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人・保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	保育理念から、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。	○
	基本方針は、法人・保育所の理念、保育理念との整合性が確保されている。	○
	基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○保育・教育理念や基本方針の文章を統一化し、こども園の使命や目指す方向、考えを明確にし、わかりやすくすることが期待される。

法人の「地域で暮らす喜びをいつまでも」という経営理念が掲げられ、理念に基づいた具体的な福祉サービスに関する5つの経営方針「①福祉ニーズの把握と良質かつ安全・安心なサービスの提供。②リスクマネジメントとサービスの質の向上。③地域福祉の推進。④事業経営、事業改革、持続的な活力ある経営。⑤職員の自己実現と人事・労務管理。」が明文化され具体的に示されている。

法人の経営理念を踏まえた運営理念が事業ごとに作成され「平成27年度 きららおひさまこども園 事業運営理念・方針」にはこども園の運営理念、教育及び保育基本方針が明文化されている。しかし、保育の基本となる計画が盛り込まれた保育・教育課程、こども園の運営規定、パンフレット、ホームページ、入園のしおり（グラウンドデザイン）、一時預かり説明書等に記載されている理念や基本方針の文章が統一化されていないことから保育所の使命や目指す方向、考え方を理解しやすいとは言い難く、今後は法人の理念に基づいた保育・教育理念、それに基づいた基本方針の文章を統一化することが期待される。

さらに、法人の基本方針には職員の行動規範となる内容が盛り込まれているが、こども園の基本方針は職員の行動規範となる内容の文章が明確でない。今回の第三者評価の職員の自己評価も低いことから、改善が期待される。

I-1-1 (2) 理念、基本方針が周知されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	理念や基本方針を会議や研修において説明している。	○
	理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。	
	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成し、理解しやすいような工夫を行っている。	○
	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	○
	理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を地域の住民へ向けて、理念や基本方針、保育所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
	理念や基本方針を、保健センター、医療機関、小・中学校、NPO、子育て団体等の関係機関に対して資料を配布するとともに、説明をしている。	
	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○理念や基本方針については職員の十分な周知と理解を促すことが期待される。

理念や基本方針については毎年2月の法人全体会議において次年度の新採用職員を含む全職員に説明されており、また、園の主要な行事の際に園長が直接、行事に臨む姿勢として園の理念や基本方針を念頭に伝える機会を設けているが、園長は、今年度こども園としてスタートしたばかりの施設で新人職員や職員数も多く、周知の難しさを課題としている。今回の第三者評価における職員の自己評価も低いことから今後は理念や基本方針の周知状況を確認し継続的に取り組むことが期待される。

○理念や基本方針を地域の住民や関係機関に向けて周知し説明責任を果たす取り組みが期待される。

園長は民営化されてスタートしたばかりの施設が地域の方に理解されるのは容易でないと感じており、地域住民の理解を得るための取り組みの必要性を感じている。「一時預かり事業重要事項説明書」には教育・保育方針が明文化されており、一時預かりを利用する限られた方には基本方針が周知されている事が読み取れる。

「地域子育て支援センターきらら」、児童発達支援・放課後等デイサービス事業「きららにじぐみ」、「児童クラブきらら」など地域の子育てを担う施設を併設しており、すでに地域の住民や関係機関との連携を含む事業が展開されている事から、今後は、事業に対する理解や安心感、信頼を高めるために、全戸配布する事業のチラシやパンフレット等に理念や基本方針を盛り込むなどして保護者や地域住民、関係機関等に広く周知し説明責任を果たすことが期待される。



1-2 計画の策定

1-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 中・長期計画が策定されている。	質の高い保育を行うためのビジョン（目標や展望）を明確にしている。	○	a
	保育内容、組織体制（職員体制、人材育成等）、設備の整備等の現状を分析し、園の良さや独自性等を再確認するとともに課題や問題点を明らかにしている。	○	
	中・長期計画は、園の良さや独自性等の更なる充実と明らかになった課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。	○	
	中・長期計画に基づく取組を行っている。	○	
	中・長期計画は必要に応じて再確認や見直しを行っている。	○	
	事業計画を踏まえた予算書が策定されている。	○	
	予算書と実績との対比・分析がなされており、対応を検討している。	○	
	人件費の増減の予測を行っている。	○	
	地域の年齢別の子ども数の増減を把握している。	○	
	増改築等の特別の支出の必要性を把握している。	○	
② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	事業計画には、施設改修、人材育成、子育て支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。	○	a
	事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等によって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。	○	
	事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○	
	事業計画は、中・長期の収支計画の内容を反映している。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○中・長期的な法人のビジョンが明確に示され、それをふまえた「こども園」の単年度の事業計画が策定されている。  
「社会福祉法人吉田福社会第3期（平成25～29年度）中期事業計画書」では第2期計画期間の反省と評価から全体戦略と中期事業計画が示され「幼保連携型認定こども園への移行と分園化などによる未満児の受入れ拡大」「児童発達支援・放課後等デイサービスの拡大」が盛り込まれ、園の良さや独自性等の更なる充実と明らかになった課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。  
さらに中期事業計画をふまえた「きららおひさまこども園」の単年度事業計画が策定されており「1. 生きる力を育成する教育及び保育カリキュラム」「2. 保護者との連携・情報開示」「3. 地域・関係機関との連携」「4. 定員を上げ、吉田南小学校区児童の受け入れ増を図る」という4つの計画が具体的に示されるとともに、入園児、特別保育の定量目標が示され、ビジョンが明確にされている。

1-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 事業計画の策定が組織的に 行われている。	年度終了時はおもにより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。	○
	評価の結果に基づいて各計画の再確認や見直しを行っている。	○
	一連の過程が一部の職員だけで行われていない。	
② 事業計画が職員に周知され ている。	事業計画を配布し、会議や研修において説明している。	○
	事業計画をわかりやすく説明し、職員も参画している（意識を高める）ことなど理解しやすいような工夫を行っている。	
	職員に対して、事業計画の進捗状況を報告、確認し、継続的な取組を行っている。	○
③ 事業計画が利用者に周知され ている。	保護者等に事業計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。	
	事業計画を保護者会等で資料をもとに説明している。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○事業計画の策定にあたり、職員の理解を促進するための取り組みが期待される。

事業計画の策定にあたっては現在、管理職である園長が法人の経営管理会議に参画し、社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ、経営状況などをふまえた検討の結果を受けて一人で作成している。  
各計画の実施状況については保護者の意見や職員の勤務状況などから園長が把握した内容を盛り込んで次年度の計画に反映されている事が「きららおひさまこども園事業運営理念・方針」という単年度ごとに作成されている文書から読み取ることが出来る。しかし、園長がトップダウンで行う仕組みであるため事業計画の策定の理解や認識について今回の第三者評価の職員の自己評価が低くなっている。  
事業計画を職員がよく理解することは計画達成のために欠かすことのできない要件であることから、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順を組織として定めるなど、職員の理解を促進するための取り組みが期待される。

○事業の実施にあたり事業計画の保護者へ十分な理解を促すための取り組みが期待される。

事業の実施にあたっては保護者の理解を得て進めることは重要であり、事業計画の意図について共通理解が得られるようにわかりやすくまとめた資料を作成し配布するなど、保護者等へ事業計画を周知する取り組みが期待される。

1-3 管理者の責任とリーダーシップ

1-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 管理者自らの役割と責任を 職員に対して表明してい る。	施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。	○
	施設長は、自らの役割と責任について表明し、専門性の向上に努めている。	○
	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、明確化されている。	○
② 遵守すべき法令等を正しく 理解するための取組を行っ ている。	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。	
	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○園長は自らの役割と責任を明らかにすることの重要性を意識し、リーダーシップを発揮している。

複合型施設で職員数が多く、開設したばかりの施設であるため経験年数の少ない職員も多いことから、園長は常々自らの責任と役割について明確にすることを心掛けており、年度初めには全職員に職務分掌表を配布し説明している。  
さらに主要な行事の際には園長がリーダーシップを発揮し、質の高い保育の実施や効率的な運営の実現に向けた説明を行っている。今回の第三者評価の実施にあたり職員説明会を行った際にも園長の責務として園の役割や社会的責任、専門性の向上、保育の課題の共通理解と改善、自己研鑽などについて職員に説明しておりリーダーシップが発揮されていた。

○遵守すべき法令等を職員に対して周知するための取り組みが期待される。

園長自身は法令遵守の研修会に参加する機会を得ているが職員を対象とした法令遵守の研修の機会がないことを課題としている。  
保育所から、こども園に移行した際には新制度について職員に説明会を開催しているが、幅広い分野について遵守すべき法令を把握することについては組織内の「衛生管理委員会」や職員からの要望もある。園長は職員に対する遵守すべき法令の周知の必要性について十分理解しており、今後の取り組みが期待される。

Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。	
	施設長は、保育の質に関して園の良さや課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	施設長は、子どもの最善の利益を考慮し経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。	○
	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○園の良さや課題を把握し、さらなる指導力を発揮することが期待される。

保育の質の向上については副園長や主幹教諭を中心として経験の浅い職員への指導が行われたり、経験のある職員を担任から外して指導的立場に配置するなどの体制が整えられている。

園長は副園長や主幹教諭の意見を聴取したり自ら保育の現状の把握に努め、把握した課題により今年度はエピソード・カンファレンス（保育記録における「エピソード記述」を用いたカンファレンス）を取り入れた園内研修や、外部講師による「教育者として」と題した研修を計画するなど、質の向上に向けた具体的な取り組みが行われている。しかし、今回の第三者評価での職員の自己評価における評価が低く、保育の質向上や業務改善の取り組みが、園全体の体制として組織化され認識されているとは言えない状況がうかがえる。今後は、職員参画のうえでの組織的な体制を構築し、園全体で園の良さや課題、改善のための具体的な取り組みを共有しながら進めていくことに、さらなる指導力を発揮することが期待される。

○経営や業務の効率化と改善に向け具体的な取組の為の体制を組織内に構築することが期待される。

経営や業務の効率化と改善については管理者である園長が法人と相談しながら担う体制となっており、組織内の具体的な体制の構築には至っていない。

また「経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているか」という項目の今回の第三者評価における職員の自己評価における評価が低いことから、経営や業務の効率化と改善に向け、職員にも法人や園長と同様の意識を形成し職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指していくために、今後は具体的な取り組みの為の体制を職員参画のうえ組織内に構築することが期待される。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。	○
	子どもの数や世帯構成等について、保育所が位置する地域での特徴・変化等を把握している。	○
	福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等を収集している。	○
	把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。	○
② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	定期的コスト分析や在園児の推移等の分析を行っている。	○
	改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。	○
	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知したり、一緒に検討している。	
③ 外部監査が実施されている。	外部監査を定期的実施している。	○
	外部監査の結果や、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等による指導や指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。	○

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○地域の福祉や保育のニーズ、経営状況を的確に把握し改善に向けて計画的に取り組んでいることが書面により確認できる。

「地域で暮らす喜びをいつまでも」という法人の経営理念に基づき、子育て支援センター、一時預かり、児童クラブ、児童発達支援・放課後デイサービスなどの事業を展開する複合施設として運営されており、それらの事業は福祉の動向やニーズにより計画的に実施されてきたことが中期事業計画から読み取れる。

さらにこども園を365日開設するなど多様な保育ニーズに応えた事業が実施されている他、学校区の児童の受け入れ増や定員の引上げ、入園児や特別保育など経営状況をふまえた定量目標が書面により確認できる。

○経営状況や改善すべき課題のための組織的な取り組みが期待される。

現在、経営状況に関する把握・分析や検討は園長が法人と協議しながら行う仕組みとなっている。経営上の課題を解決していくためには職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりすることは不可欠であり、経営状況の把握・分析のための方法が管理者のみで行われているだけでは組織として取り組んでいると言えない。今回の第三者評価における職員の本項目への評価は低く、今後は、職員への周知や一緒に検討する場の設定など、経営状況や改善すべき課題を把握し対応していくための組織的な取り組みが期待される。



II-2 人材の確保・養成

II-2-（1） 人事管理の体制が整備されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。	○	b
	有資格職員の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。	○	
	プランに基づいた人事管理が実施されている。	○	
② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	施設長を始め、職員が人事考課の目的や効果を正しく理解している。		c
	職員数が少ないところについては、職務に関わる個別面接を年1回以上行っていること。（※以下は必ずしも必要ではない）		
	効果基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られ職員の意識向上につながっている。		
	職員一人ひとりの自己評価と関連付けて人事考課を実施している。		

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○経営方針を実現するための人事プランに対する職員の理解を得るための組織的な取り組みが期待される。

法人の第3期中期事業計画の経営方針には「職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。」と明記され、それを実現するためのプランに基づいた人事管理が実施されている。しかし、人事に関するプランは職員には公表されていない。「プランに基づいた人事管理がされているか。」という項目の今回の第三者評価における職員の自己評価は低く、人員配置等に関して職員それぞれが様々な思いや戸惑いをもっていることが自由記述からもうかがえる。必要な人材や人員体制についての法人や園としての考え方や根拠を職員に示し理解を得ることは、職員の意識向上を促し、運営や保育の向上に皆で取り組む組織づくりに必要なことと考えられる。今後の取り組みに期待したい。

○人事考課に値する保育業務をふまえた具体的な職員育成計画が予定されており、今後の取り組みが期待される。

人事考課は管理職である園長にのみ実施されており、人事考課の内容が保育業務職にはそぐわないとして職員には実施されていない。しかし、保育に関わる職員向けに人事考課に替わる「職員育成制度」の実施が予定されており、保育園版の自己申告書をもとに全員に対して今後、面接が行われることが今回の第三者評価の聞き取りにおいて確認できた。これからの取り組みが期待される。

II-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。	○	b
	把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。		
	分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。		
	改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。		
	定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。		
	希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。	○	
② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。	○	a
	職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、または関係機関等と連携して、解決に向けた体制が整備されている。	○	
	働きやすい職場の雰囲気やコミュニケーションがうまく取れるような具体的な配慮を組織として行っている。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○福利厚生事業として職員の「子育て支援サービス」、悩み相談窓口設置など職員の健康維持に組織的に取り組んでいる。

職員のための独自の子育て支援制度があり、職員に利用されている。また、法人が契約しているカウンセラーによる悩み相談窓口が設置され、希望者はいつでも相談できるようになっている。カウンセラー室は週に1回開設される他、カウンセラーが来園し相談する機会も設けている。その際には職員が気軽に相談できるように相談室の出入りが人目に付かないように配慮されるなど、積極的に活用されるような環境づくりをしている。相談者に対してはカウンセラーからのフィードバックやストレス調査が行われ、カウンセリングを受けた職員に対して具体的な解決に向けた支援を行う体制が整備されている。さらに、相談はカウンセラーのみではなく組織内の「衛生管理委員会」でも受け組織的に取り組んでいる。

○把握された職員の意向や意見について分析・検討する仕組み作りなどが期待される。

現在、職員との個別面談は本人の希望により年に1回実施される仕組みとなっており、定期的な個別面談や聴取は制度として確立されており、職員の意向や意見の把握と分析、それに基づく改善策の検討と、人材や人員体制に関するプランへの反映が組織として行われているとは言いがたい状況となっている。今回の第三者評価における職員評価も低い。

保育を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められる。職員の意向や意見を把握しその結果が分析・検討され、さらなる改善に向けた取り組みを人事プランに反映させる仕組み作りなどが期待される。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	組織が目指す保育を実施するために、基本方針や中・長期計画や事業計画等の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。	○
	現在実施している保育や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画や事業計画の中に、組織が職員に求める専門性を明示している。	○
	組織としての研修の目的や方法を明示している。	○
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。	
	個別の職員の知識、技術水準、技能の必要性などを把握している。	○
	策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。	
	教育・研修は、新しい技法や様々な実践の成果について事例検討会を開く、外部からの講師を招くなど、内部向けにも機会を設け、職員全体のレベルアップに取り組んでいる。	○
	園の状況に合わせて様々な手法により研修を行っている。	○
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。	○
	研修を終了した職員が、研修内容を発表する機会を設けている。	○
	報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。	
	研修担当者を配置し、体系的、計画的に評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。	
	評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○「きららおひさまこども園研修計画」が備えられ、経験年数に応じた研修計画が策定されている。

「きららおひさまこども園」研修計画として作成された文書にある園のグランドデザインには、保育者の姿として「子どもの最善の利益を尊重した教育・保育をします。子ども一人ひとりの個性を認め、輝かせる教育・保育をします。」と掲げ、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。経験年数に応じて教諭・保育者に求められる専門性が表にまとめられ、それに基づいた研修計画が策定されている。経験年数ごとに研修のねらいや研修の内容が示されている。

○職員の知識、技術水準、技能の必要性などを把握し個別の研修計画を策定することが期待される。

園長は、自身が把握している実情をふまえて内部・外部研修に様々な内容を積極的に取り入れている。『BPファシリテーター』（「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）」を企画・実施できる者）の認定資格取得の講座を職員に受講させ、28年3月から計画実行できるように先進地の視察を行うなど、職員の資質向上のために必要な環境の確保に努めている事が今回の第三者評価における園長への聞き取りで確認できた。しかし、一人ひとりの職員が持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいた計画の策定には至っていない事から、今後は、職員一人ひとりの知識・技術水準や技能の必要性について評価・分析し、経験年数や将来への意向を考慮しながら園の基本姿勢に沿った人材として育成できるよう教育・研修計画を策定することが期待される。

II-2-(4) 実習生の受入れと育成が適切に行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。	
	実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。	
	実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。	
	受入れにあたっては、保育士養成校との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。	○
	実習指導者に対する研修を実施している。	○
	実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。	
	保育士養成校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○実習生を受け入れる際のマニュアルの整備と工夫が期待される。

園長は次世代の保育を担う人材の育成は社会的責務と考えており、特に地域の学生を可能な限り積極的に受入れ、地域に貢献したいと考えている。実習生の受入れについては養成校との覚書などにより責任体制を明確にして実施されているが、備えられているマニュアルは法人が有する介護職員等に対するマニュアルとなっており、マニュアルが整備されているとは言い難い。今後は保育・教育の実習生受入れに関する意義や方針を明文化し、受入れに関するマニュアルの整備と実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定するなどの工夫が期待される。



II-3 利用者の安全・安心の確保

II-3-(1) 利用者の安全・安心を確保するための取組が行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全・安心を確保するための体制が整備されている。	子どもの安全確保の取組について、施設長の指揮・監督の下、リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○	b
	子どもの安全確保に関する担当者（担当部署）を設置し、担当者を中心にして、定期的に安全確保に関する検討会を開催している。		
	検討会や周知のための研修を定期的に行い、全職員が参加している。		
	リスクの種類別に、ガイドライン等を基にマニュアル等を作成し全職員に周知している。		
	保護者への情報提供が適切になされている。	○	
② 災害時に対する利用者の安全・安心の確保のための取組を行っている。	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。	○	b
	災害時の対応体制が決められている。	○	
	子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。		
	災害発生時対応マニュアル等は、災害の種類・規模に応じて、様々な事態を想定した上で作成している。	○	
	災害発生時の対応について、定期的に避難訓練・職員研修等を実施している。	○	
	平素から地元消防団・町内会等の自治組織との連携を図り、地域の防災訓練等へも積極的に参加している。	○	
	災害時の備蓄品について、保育所の実態を踏まえ、必要となる品目・数量が検討され、かつ、その品目等の適否について定期的に見直す仕組みがある。	○	
食料や備品類などの備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○		
③ 利用者の安全・安心を確保するためにリスクを把握し対策を実行している。	子どもの安全を脅かす事例の収集を職員参画のもとで検証し、その仕組みを整備した上で未然防止策を検討している。		c
	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		
	事故防止のためのチェックリスト等があり活用している。		
	遊具や備品等の安全基準や規格について理解し、定期的に専門的点検を行うなどしている。		
④ 緊急時（事故、感染症の発生時など）に、迅速な対応ができる仕組みがある。	事故発生対応マニュアルは、事故等の被害を最小限に抑え、迅速な連絡ができるように、具体的な記載となっている。	○	a
	事故発生等緊急時の対応について、定期的に職員研修等を実施している。	○	
	事故等発生時において、最悪の事態も想定したマニュアルの内容となっている。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○安全・安心を確保するためリスクの種類別に組織内のシステムを確立し実行していくことが期待される。

「きららおひさまこども園災害行動マニュアル 平成27年4月版」が整備されている。健康の保持や安全確保のため子どもに関するあらゆるリスクを想定したマニュアルとなっているが、リスクの種類別に責任と役割を明確にした管理体制は確認できない。健康の保持や安全確保のためには組織的、継続的、計画的に行わなければ成果は望めない事から、今後は責任を明確にした体制の確立を構築することが望まれる。担当者・担当部署の設置、定期的な検討の場の設定、実施した対策の定期的な評価・見直しの実施等など、職員参画のもとで組織内のシステムを確立し実行していくことが期待される。

○子どもの安全・安心を確保するためリスクを把握し対策を実行していくこと期待される。

ヒヤリハット・事故報告書として子どもの安全を脅かす事例の収集が行われている事が書面で確認され、必要によっては事故に関係した職員間での検討会が行われている事が今回の第三者評価における聞き取りによって確認された。しかし、子どもの安全を脅かす事例の収集を職員参画のもとで検証する仕組みを整備した上で未然防止策を検討するまでには至っていない。

子どもの安全を脅かす事例を収集し、要因を分析して対応策を検討し実施するための仕組みは、組織的に構築され機能することでより効果的に事故等の発生を防ぐと考えられる。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、子どもの事故防止及び安全対策として職員の「危険への気づき」を促すため職員の共通理解と体制づくりが求められているところであり、また、法人の経営方針でも「(2) リスクマネジメント体制の構築と人材育成に努め、サービスの質の向上を図ります。」と明示されていることから、早急な仕組み作りが期待される。

また、遊具や備品等の安全基準や規格について理解し、定期的に専門的点検を行うことや、現在備えられている「遊戯の安全・遊ばせ方マニュアル」などをチェックリスト化して日々活用するなど、事故防止対策を実行することが期待される。



II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保育所と地域との関わりについて、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から基本的な考え方を計画等に位置付けている。	○	a
	基本的な考え方や計画に基づいて実践・評価を行い、次の計画の作成に生かしている。	○	
	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、職員間で共通理解がされている。また、文書や掲示等で保護者等に情報を提供している。	○	
	子どもが地域の行事や活動に積極的に参加する機会や職員やボランティアが協働する体制が整っている。	○	
	地域の人々との交流の機会を定期的に設けている。	○	
	民生委員・児童委員や自治会、NPO等の地域団体と連携した取組を行っている。	○	
	中高生などの保育体験を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。	○	
② 事業所（施設）が有する機能を地域に還元している。	地域の保護者や子どもが保育所に遊びに来る機会を設けている。	○	a
	電話・来園による子育て相談、障害児やその家族等に対する相談支援事業を行っている。	○	
	子育て支援サークルへの支援（地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会、地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会等）、地域の保健所や保健センター等と連携した支援事業等、地域ニーズに応じ子育て家庭が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	○	
	保育に関する研修会、子育てに役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼び掛けている。	○	
	関係機関等と連携しながら、子育て支援の活動や子育て支援情報を地域に提供している。	○	
	パンフレットや要覧等を地域の保護者に配布（その他ホームページ等、誰もが容易に入手できる広報媒体）するとともに、園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。	○	
	一時保育に積極的に取り組んでいる。	○	
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	ボランティア受入れに関する意義・方針を明文化している。		c
	ボランティア受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。		
	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
	ボランティアに対して必要な説明や研修等を行っている。		

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○複合施設として運営され、地域と積極的に関わりを持ち、施設が有する機能を地域に還元している。

平成25年に開設されたばかりであり、燕市吉田地区では初めての民営の保育園ということから、地域の理解を得ることが大切であるという園長の考え方のもと、地域の人々との交流の機会が定期的に設けられている。園の夏祭りには地域の方の参加を呼びかけ、青年神楽隊も来園している。また、民生委員が訪問しコマ回しや紙芝居などが披露されたり、近くの老人施設とも交流している。地域の祭り際には園児がカラーガード演技で参加したり職員が民謡流しに参加するなど、地域社会の一員として社会的役割を果たし、同時に地域の協力の中で子どもが育つための積極的な取り組みが実践され、地域の理解を得られるよう努めている。

さらに、地域子育て支援センターや一時預かり事業、児童発達支援・放課後等デイサービス事業、児童クラブなど、子ども・家庭に関する多様な機能を備えた複合施設として運営されており、子育て講座を開催したり、今後「子育て訪問相談」の実施が計画されるなど、園が有する専門的な機能を地域へ還元している。

○ボランティア受入れに対する体制の確立が期待される。

法人の運営する老人施設等ではボランティア受入れのためのマニュアルが整備され実施されているが、こども園では子どもに対する安全確保の観点から実施されていない。地域の人々によるボランティア活動は地域社会と園をつなぐ柱の一つとして位置付けられることから、園の姿勢や受入れ体制を明確にして十分な準備を整えたうえでボランティア受入れの実施が期待される。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 必要な社会資源を明確にしている。	子どもの保育の様々な場面に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。	○
	職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。	
	必要な情報を保護者に提供している。	○
② 関係機関等との連携が適切に行われている。	小学校、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員や自治会、NPO等の地域団体等関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	児童相談所、子育て支援センター、保育所、幼稚園、小学校、民生委員・児童委員等で構成される、要保護児童対策地域協議会に参加し、児童虐待の防止・早期発見等に努めている。	○
	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、照会、通告を含む児童相談所など関係機関との連携体制が整備されている。	○
	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を積極的に行っている。	
	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○関係機関との連携において更なる課題解決に向けた取り組みが期待される。

関係機関との連携において、要保護児童対策地域協議会等には必要な個別のケースによって参加する機会はあるものの関係機関とのネットワークの形成には至っていないことから、園長は要保護児童対策地域協議会等の連絡会に定期的に参加するなどして、さらなる児童虐待の防止や早期発見等に積極的に取り組みたいと考えている。しかし、このような事業は行政主導で行われるため、一事業所が主体的にネットワーク化に取り組み協働する難しさを課題とも感じている。園から行政や他の関係機関に働きかけを行うなど、今後の取り組みに期待したい。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 地域の福祉ニーズを把握している。	関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。	○
	子育て支援センターや子育て支援関連機関・団体、民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。	○
	地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。	○
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	把握した保育・福祉・子育てニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。	○
	把握した保育・福祉・子育てニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画、保育の計画等の中に明示している。	○
	計画や実施された活動に対する評価が行われている。	○

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○地域の子育て支援の拠点施設としての役割をめざして、地域の福祉向上のために取り組んでいる。

法人が備える中期計画には「地域で暮らす喜びをいつまでも」という経営理念と、「家族や地域といった社会単位にある福祉ニーズを把握し、良質かつ安全・安心なサービスの提供に努めます。」という経営方針が掲げられている。把握した地域のニーズから、未満児の受入れ拡大、児童発達支援・放課後デイサービスの拡大などを計画的に実施しており、今年度はさらに新規事業として「子育て訪問相談」を計画し、地域の福祉向上のために取り組んでいる。



Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	子どもの人権の擁護に関する取組や性差への先入観による固定的な対応がないように、基本的人権や計画、保育の場面の手順などに位置付け、計画的に取組、評価を行っている。	○
	子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。	○
	子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。	○
	一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。	○
	子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	○
	子どもの態度、服装や色、遊び方、役割などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	○
	育児、家事、介護、仕事などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	○
	子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加するとともに、保育所内で共通理解をする機会を設けている。	
	子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解できるような取組を行っている。	○
	文書等、子どものを主体とした表現になっている。	○
② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	子ども・保護者のプライバシー保護についての姿勢が明示されている。	○
	子ども・保護者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備をし、施設・設備面での工夫をする等、組織として具体的に取り組んでいる。	○
	子ども・保護者のプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者に求められる姿勢・意識、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	○
	規程・マニュアル等に基づいた取組が実施されている。	○
	保護者に対して、プライバシー保護についての姿勢や取組が周知されている。	○

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○子ども・保護者のプライバシーの保護についての姿勢が明示されている。

「きららおひさまこども園における個人情報の使用目的」という文書を定め、個人情報の使用目的、収集する個人情報の種類、個人情報の取り扱い、パンフレットやホームページなどでの写真の取り扱いなど、園児・保護者のプライバシー保護について規定している。また、保護者には入園時にプライバシー保護について説明するとともに「こども園利用に関する個人情報同意書」により、個人情報の取り扱いについての同意を得ている。

また、法人として毎年3月に新採用職員に対し新人研修を実施し、その研修は利用者の個人情報保護についての内容も網羅されたものとなり、利用者のプライバシー保護への職員教育を徹底している。

○子どもの人権の擁護等に関する取り組みに着手している。

園の教育・保育目標の一つに「自分も他人も大切にできる子」を掲げている。園長は、家庭環境や障がいの有無に関わらず一人ひとりの子どもや家庭を大切にすることを重視し、「児童憲章」を園の中に掲示したり、「入園のしおり」などに掲載するなどして職員、保護者にも「子どもの権利擁護」を意識づける取り組みを行っている。当園に設置されている「衛生管理委員会」では、園内で子どもの人権が守られているかどうかなどの検討等も行われ、今後、子どもの権利擁護を含めた人権教育等の研修も予定されている。現在、保育の標準的マニュアル等が定められてはいないが、今後保育マニュアル等の策定を検討し、園長はマニュアルに職員が子どもの人権を尊重することなどの基本的事項も盛り込んでいく予定としている。今後の取り組みに期待したい。

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 利用者満足向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	利用者（子ども・保護者）の意向に関する調査を定期的に行っている。	○
	利用者（子ども・保護者）の意向を把握する目的で、子どもの意向の把握、保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会、保育参加の機会の設置などを通して把握に努めている。	○
	利用者満足に関する調査の実施、把握した結果を分析・検討するために、保護者等参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。	○
	保護者に対して、利用者満足向上についての文書の配布や説明の機会をつくるとともに、その結果についての情報も提供している。	○

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○保護者の意向を聴取する取り組みが行われている。

玄関に意見箱が置かれ、保護者が随時園に意見等を言える環境を整えている。意見箱に入れられた意見への回答については、玄関にファイルを設置して誰でも閲覧できるようにしている。また、毎年度末に全園児の保護者に対してアンケート調査を行い、結果をホームページや広報紙等で公表している。保護者から聴取した意見等に対しては改善できるものは改善に努め、すぐに改善することが困難なものについては理解を求める等の対応をとっている。

平成27年度は保護者会において、運動会の開催内容について保護者会役員に諮るなどして保護者の意向を園の行事に取り入れた。また、保護者の日々の送迎時や個別懇談会での保護者の意見、意向の聴取、申し出による保護者相談、申し出がない場合でも保護者の様子などをみながら個別に声をかけるなどして随時保護者の意見や意向を聴取している。

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保護者の相談や意見等に対する保育所の姿勢を明示し、保護者に周知している。	○
	保護者が、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。	○
	保護者等に、その文書を配布したり、わかりやすい場所に掲示している。	○
	相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。	○
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。	○
	苦情解決の仕組みを説明した資料を保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。	○
	保護者等に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など保護者等が苦情を申し出やすい工夫を行っている。	○
	苦情を受けつけて解決を図った記録が適切に保管されている。	○
	苦情への検討内容や対応策を、保護者等に必ずフィードバックしている。	○
	苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。	○
③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保護者からの意見等に対して組織としての姿勢が明示されている。	○
	組織としての姿勢を具体化し、意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備、全員に周知している。	
	対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった保護者には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。	
	対応マニュアルや具体的な対応方法、対応事例について検討し、定期的な見直しを行っている。	
	意見等を保育の改善に反映している。	○

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○苦情解決の仕組みが整備されている。

苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員などが明記されたポスターを玄関に掲示し、入園のしおりにも「苦情・相談への対応について」として苦情・相談の窓口やその受付・解決方法の手順等を示し、入園説明会で保護者に苦情解決の仕組みを周知している。「意見箱」は、保護者が意見を入れやすいように職員からは見えづらい玄関の一角に設置し、そこに投函された苦情等については、玄関にその検討結果、回答を掲載したファイルを設置し誰でも閲覧できるようにしている。また、個人に関わる意見には個人情報に配慮し個別に対応している。園長は、意見箱を確認する期日の定めがないために、投函された回答へのタイムリーな返答ができなかったこともあると振り返っており、また、保護者からも意見箱への意見に対しての「早目の返信を」との要望が今回の第三者評価の利用者調査（保護者アンケート）の中であげられており、さらなる取り組みに期待したい。

○苦情・相談、意見等への職員の対応マニュアルの整備と共有が望まれる。

入園のしおりの中に「苦情・相談への対応について」として保護者に対しては書面にてその仕組み等を周知しているが、組織として、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な組織内での検討等の対応方法、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているマニュアルが整備されていない。法人としての苦情解決に関する要綱等は整備されているが、「介護施設」に特化するものとなっている。今回の第三者評価における職員の自己評価の結果からも、意見、相談、苦情を受けたときの対応や手順について職員間で共有されているとは言えない。今後の取り組みが望まれる。



III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 福祉サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	評価に対する組織としての姿勢が明示され、それに基づいて具体的な評価の方法や体制が整備されている。	C
	保育士の自己評価と関連した保育所の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。	
	評価に関する担当者・担当部署が設置されている。	
	評価結果を分析・検討する場が、組織として定められ実行されている。	
	評価結果が保育の質の向上に結びついている。	
	保育所の自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	職員の参画により評価結果の分析を行っている。	C
	分析した結果やそれに基づく園の保育の良さや課題が文書化され公表されている。	
	職員間で課題の共有化が図られている。	
	評価結果から明確になった園の良さや課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。	
	改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○質の向上に向けた定期的な評価体制構築への取り組みに期待したい。

園長自身は、必要性を感じていながら開設の煩雑な業務に追われ園の自己評価に着手できていなかったと振り返っている。開設3年目となり、今回第三者評価を受審したことをきっかけに自己評価に取り組んでいきたいと考えている。また、園長自身が自己評価に取り組む中で職員育成に力を入れる時期がきたとも感じており、人材育成も含め、質の向上に着手していく意向を持っている。組織としての質の向上に向けた定期的な評価体制の構築への取り組みに期待したい。

III-2-(2) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	標準的な実施方法について、保育理念や基本方針、保育課程等に基づいて作成されている。	C
	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	標準的な実施方法には、子どもの個性尊重や子どもや保護者のプライバシー保護の姿勢が明示されている。	
	標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	標準的な実施方法によって、保育がそれによって画一的なものとなっていない。	
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保育サービスの標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	C
	見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○保育サービスにおける標準的な実施方法の確立についての取り組みに期待したい。

保育サービスに関する標準的な実施方法は特に定められておらず、副園長、主幹教諭、主任等の上長の指導のもと保育が実施される体制となっている。園長自身は、保育サービスに関するマニュアルについては、保育が画一的になるのではないかと心配もあり積極的に作成せずにいたが、今回、第三者評価を受審したことにより保育の質の標準化やOJTのツールとしてマニュアルが有効だとの考えに至り、今後保育サービスに関するマニュアルについて検討していく意向である。今後の取り組みに期待したい。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われている。	一人ひとりの子どもの記録が作成されている。	○	b
	指導計画に基づく保育サービスが実施されていることを記録により確認することができる。	○	
	記録には子どもの発達状況、保育目標、生活状況の経過などが記載されている。	○	
	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。	○	
	関係する全職員への周知の方法や取組について明示されている。		
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	記録管理の責任者が設置されている。		b
	子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。	○	
	保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。		
	記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○	
	発育発達状態、既往症、感染症等の発病状況については個人名等の公表をしていない。	○	
	守秘義務の順守を職員に周知している。	○	
	職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。	○	
保護者に対して、個人情報の保護や開示について理解されるよう丁寧に説明している。	○		
③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	子どもやその保護者についての組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○	b
	子どもやその保護者の情報を共有し、保育や支援のあり方を検討するためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。	○	
	子どもやその保護者についての情報や保育や支援のあり方が、ケース会議で検討され、全職員に周知されるようになっていく。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○子どもや保護者の情報の共有については大規模な園としての工夫を行っているが、さらなる取り組みが望まれる。

大規模な園であることから、子どもや保護者の情報に関してはその子どもに関係のある職員（3歳未満児、3歳以上児、各学年等）の中での周知と共有という体制をとっている。障がいのある子どもについては、障害児通所支援事業（にじぐみ）の職員とクラス担当等という構成で個別支援会議（ケース会議）が行われている。発達の状況の確認やクラスで過ごしている時の状況、行事参加の取り組み等の個別の課題についての検討を実施し、その結果については関係のある職員への周知を行い情報の共有を行っている。今回の第三者評価における自己評価では、園での情報共有の仕組みや個別支援会議等が実施されていることを知らないと評価している職員もいるため、園としての情報共有の仕組みを周知する取り組みが望まれる。

○個人情報の取り扱い、守秘義務に関して職員や保護者に説明している。

個人情報の保護に関しては、入職時の新人研修の際に研修として説明をする他、守秘義務に関する誓約書を取り交わし職員に周知している。また、保護者に対しては、園の個人情報保護の姿勢について入園のしおりの中の「こども園利用に関する個人情報取得同意書」「きららおひさまこども園における個人情報の使用目的」という書面にて説明している。

記録の管理に関しては、個人情報に関わるものは鍵にかかる書庫に保管をし、「きららおひさまこども園園則（運営規定）」により保管・廃棄の期限等を定めている。しかし、記録管理の責任者や保護者から情報開示を求められた際の規定等は定められておらず、今後のさらなる取り組みに期待したい。



III-3 福祉サービスの開始・継続

III-3-（1） 福祉サービス提供の開始が適切に行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を提供している。	保育所の保育の理念や内容の情報をわかりやすく提供しよう工夫している。	○	a
	インターネットを利用して、組織を紹介したホームページを作成し公開している。	○	
	理念や、保育・保育サービスを紹介した資料を、公共施設等多数の人が手にすることができる場所に置いている。	○	
	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるように工夫している。	○	
	料金や重要事項の説明は、利用者が理解しやすい言葉で記載されている。	○	
	誇大表現や紛らわしい表現を用いていない。	○	
② 福祉サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	利用の説明にあたっては、保育サービスや料金等が具体的に記載された説明資料等を用意して、保護者に説明している。	○	b
	説明にあたっては、一方的でなく保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○	
	利用開始にあたっては、保育・保育サービスや料金等について、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。	○	
	資料の内容は、保護者にわかりやすいように工夫している。	○	
	見学、体験利用等の希望にその都度対応し、わかりやすく説明している。		
	説明した事柄であっても、質問等には丁寧に対応している。	○	
	利用開始にあたっては、保育の理念や内容や料金等について、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○利用開始にあたり保護者には、「入園のしおり（重要事項説明書）」での説明を行っている。

当園では、11月に子育て支援センターの催事として見学会と説明会を実施している。また、別の機会には給食試食会なども行っており入園前に保護者に情報を提供する機会をもっている。入園決定者には入園説明会にて「入園のしおり（重要事項説明書）」を保護者に配布し説明を行っている。「入園のしおり（重要事項説明書）」には、保育内容に関わる事その他、必要経費の料金表などが掲載されている。

III-3-（2） 福祉サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保育サービス等の変更や他の保育所への変更等を想定して、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。		c
	保育・保育サービスが終了した後も、組織として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		
	保育・保育サービス終了時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○保育等の継続性への配慮の観点に配慮した組織的な取り組みが望まれる。

子どもが転園する際には健康診断の結果等は必ず転園先に引き継ぎ、それ以外の子どもの状況については必要に応じて転園先の園に対し引き継ぎを行っているが、園としての手順は定めていない。また、保育サービスが終了した後の相談についても常に応じているが、担当者や窓口を設置し書面等で保護者に伝えるまでには至っていない。今後、子どもの生活の継続性への配慮の観点から事業所の変更や家庭への移行などに関する組織的な取り組みについて、検討が望まれる。

III-4 福祉サービス実施計画の策定

III-4-1 利用者のアセスメントが行われている。

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	子どもの身体状況や、生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	必要な場合は、保護者の状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。	○
	様々な職種の関係職員（組織以外の関係者も含めて）が参加し、アセスメントを実施している。	
	子どもや保護者の具体的なニーズが明示されている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○アセスメントによって明らかになった子どもや保護者のニーズへの対応の仕組みづくりが期待される。

入園時に「児童在籍票」や「生活表」を用い、子どもの入園前の状況や家庭状況、健康状態等を把握し、毎年、年度がわりの3月と変更のあった際には見直しをしている。また、乳児においては入園説明会時に個別面談の時間を設け、子どもの様子について聞き取りをしている。しかし、前述のアセスメントによって得られた子どもや保護者のニーズが明示される仕組みが整っているとはいえない。また、園長自身は多職種によるアセスメントの必要性を感じており、看護師、栄養士、保育士等それぞれの専門性を発揮したアセスメントを行うことが課題だと考えている。今後は組織としてアセスメントの意義を明確に位置づけ共有し、アセスメントによって導きだされた子どもや保護者のニーズを明らかにし、そのニーズを個別計画に反映させる仕組みづくりや多職種によるアセスメントの体制づくりなどのさらなる取り組みに期待したい。

III-4-2 利用者に対する福祉サービス実施計画が策定されている

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 福祉サービス実施計画を適切に策定している。	職員の適切な役割分担のもと、保育課程に基づく指導計画の作成が行なわれている。	○
	長期的な指導計画と短期的な指導計画とは関連性をもって作成されている。	○
	一人ひとりの子どもの発達過程や状況に即して作成している。	○
	子どもの実態を把握して作成している。	○
	具体的なねらいが達成されるよう、環境を構成し、主体的に活動ができるよう配慮されている。	○
	具体的な展開にあたっては柔軟に対応できるようにしている。	○
② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	指導計画の定期的な見直しを、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	子どもの活動内容や結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程等に配慮している。	○
	自らの保育実践を振り返り保育の改善に生かしている。	○
	個別の指導計画の見直しについては、保護者の意向の把握や説明等、配慮している。	
	評価した結果をもとに次の計画の作成に生かしている。	○
	実際の保育に際しては、指導計画を柔軟に変更する等、状況に応じて対応している。	○

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○指導計画作成についての指導が組織的に行われている。

保育課程に基づいて年間指導計画、年間指導計画が作成され、それらに基づいて月間・週間指導計画が、3歳以上児はクラスごとに、3歳未満児は園児個別に作成されている。まだ開設して3年目ということもあり、上長の指導のもと計画の作成が行われている。3歳未満児クラスについては、主任が日々の保育士の保育実践の振り返りの中で指導を行ったり、子どもの状況などを把握し計画作成の指導をしている。3歳以上児は、副園長、主幹教諭が、園児の様子を把握するためにクラスに足を運び、子どもの実態を把握しながら計画作成の指導をしている。新人職員に対しては、1日の中の主活動の計画、週の計画など段階をふみながら月間指導計画が立てられるように指導をしている。付せん等を用いて、何度も修正を加えながら丁寧な指導を行っている。

○各指導計画の評価・見直しについての仕組みの整理や明示、周知共有などの取り組みに期待したい。

保育課程や年間指導計画の見直しは毎年2月に定期的に行っているが、月間・週間指導計画についてはその見直しの仕組みが定められていない。様々な計画の作成の手順や見直しの方法について整理し、職員に周知共有する取り組みが望まれる。3歳未満児における個別計画については、日々の保護者との連携の中で保護者の意向を汲み取ったり、園での状況を説明したりしながら月間指導計画に取り入れているが、そのような手順についても全ての職員が共有できるような仕組みづくりに期待したい。

A-1 保育所保育の尊重

A-1-1 (1) 養護と教育の一体的展開

評価細目	評価の着眼点		評価結果
① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	保育課程が、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されている。	○	b
	保育課程が、保育の方針や目標に基づいて編成されている。		
	保育課程が、子どもとその背景や地域の実態、また家庭の状況や保護時間などを考慮して編成されている。		
	保育課程は職員全員が参画して編成している。		
	保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。		
② 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、なおかつ安全性に配慮しながら子どもが安心して人やものとかかわれる環境が整備されている。	○	a
	心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。	○	
	個別の指導計画を作成するとともに、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行っている。	○	
	保育士は衛生面に配慮をしながら、子ども一人ひとりの状態に応じて丁寧なかかわりをしている。	○	
	授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。	○	
	離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。	○	
	おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。	○	
	一人ひとりの生活リズムに合わせて食事や睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されるとともに一人ひとりに応じた援助が行なわれている。	○	
	外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。	○	
	喃語(なんご) (乳児のまだ言葉にならない声) には、ゆったりとやさしく応えている。	○	
	顔を見合ってあやしたり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。	○	
	たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。	○	
	全職員にSIDSに関する必要な知識が周知され、乳児を寝かせる場合には仰向けにし、呼吸や健康状態を定期的に確認している。	○	
	特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。	○	
子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がなされている。	○		
③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がなされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。	○	a
	子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣を身につけられるような配慮がされている。	○	
	基本的な習慣について、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して関わっている。	○	
	探索活動が十分に行えるような環境が整備され、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育者がかかわっている。	○	
	子どもの自我の育ちを受け止めるとともに、子ども同士のもめ事等に対して保育者が適切なかかわりをしている。	○	
	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりがある。	○	
	「自分で」と言ったり、「いや」と拒否したりするなど、自己主張が強くなるが、自我が順調に育っている証拠であり、保育士等は子どもの気持ちをしっかりと受けとめている。	○	
	子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。	○	
④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がなされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣の定着が図られている。	○	b
	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。	○	
	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。	○	
	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。	○	
	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。		



⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	○	a
	子ども同士で問題を解決し、協力して何かを作り上げるような活動がされている。	○	
	何かに挑戦したり、知的好奇心を伸ばすような活動がされている。	○	
	小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。	○	
	保育者が小学校教員と意見を交流したり、合同で研修したりする場が設けられている。	○	
	保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。	○	
	保育所児童保育要録の作成にあたって、保護者との信頼関係を基盤に、施設長の責任のもとに関係する職員が参画している。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○発達段階に合わせて一人ひとりに応じた援助ができるよう工夫されている。

年間指導計画は、各年齢の年間目標の他、『大切にしたいこと』『養護』『教育5領域』について発達課題の視点からⅠ～Ⅳ期に分けて記載されており、それに基づいて月間および週間指導計画の作成、実践に繋げている。利用定員数の多い大規模な園ではあるが、0歳児の部屋では、食事の場面で一人ひとりの様子が分かるよう少人数で対応していたり、目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行っていた。2歳児については排泄チェック表を用い保育者間で排泄状況を把握し、クラス別ミーティングで情報の共有化を図っている。3歳以上児のクラスでは他の園児と同じ活動をしていない子どもに対し無理強いすることなく、丁寧に語り掛けその活動に誘う等、一人ひとりに応じた援助が行われていた。各学年にフリーの保育士を加配し、子ども一人ひとりに応じた援助が出来るよう配慮されている。

○保育課程（保育・教育課程）編成、評価、改善について職員全員の参画が望まれる。

保育課程（保育・教育課程）の編成については、現在一部の職員により行われている。開設3年目で新人職員も多かったことから、まずは、保育課程（保育・教育課程）に基づいた実践を確実にを行うことを職員に求めてきたため、編成や評価などに全職員が参画するには至らなかった。また、園の理念や基本方針が職員の中で統一化、共有化されていない状況があり、理念や方針との整合性が意識されて保育課程が策定されているとは言い難い状況がうかがえる。今後は、法人や園の理念・方針、保育目標と整合性及び一貫性をもった保育実践につながっていくよう、保育課程の評価や改善について全職員が参画できる仕組みの検討が望まれる。

A-1-(2) 環境を通して行う保育

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。	○	a
	設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などが十分に行われ、保育所の屋内・外とも清潔に保たれている。	○	
	手洗い場、トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がなされている。	○	
	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	○	
	子どもと保育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。	○	
	一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。	○	
	安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。	○	
	保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな生活ができるように配慮されている。	○	
② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう、人権に配慮した環境が整えられている。	○	a
	トイレに行くことをせかしたり、強制したりせず、一人ひとりのリズムに合わせるようにしている。	○	
	おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。	○	
	衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。	○	
	子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。	○	
	午睡時には、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。	○	
	一人ひとりの状態に応じて活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	○	
	自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。	○	
	遊びの中で、子どもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。	○	
	戸外で遊ぶ時間や空間が確保されている。	○	
	様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことができるような環境が工夫され、整備されている。	○	

③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	子どもの発達段階や興味関心に即した玩具や遊具などが用意されている。	○	a
	子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。	○	
	子どもが自由に遊べる時間や空間が確保されている。	○	
	子どもが友だちと協同して遊べるような機会が確保されている。	○	
	異年齢の子どもとの交流が行われている。	○	
	当番活動など子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。	○	
	子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。	○	
	子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。	○	
	子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。	○	
	けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。	○	
順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。	○		
④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。	○	b
	庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を子どもたちが積極的に利用し、遊びや環境の中に取り入れている。	○	
	散歩や行事などで、子どもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくっている。	○	
	地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。	○	
	季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。	○	
季節や自然に対する興味を広げるために、関連した絵本等が準備されている。			
⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会が設けられている。	○	a
	保育の環境には、写真や絵などとともに、自然な形で文字が取り入れられている。	○	
	子どもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったりすることができる。	○	
	子どもが遊びの中で自分自身の興味・関心に応じて、様々な楽器を楽しめるようになっている。	○	
	クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などを子どもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。	○	
	身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。	○	
	絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。	○	
子どもがいろいろな人に対して、文字や話し言葉、製作物や絵、音楽や身体表現など、様々な方法や媒体で表現する機会が数多くある。	○		

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○子どもが心地よく生活できる環境が整備され、主体的に子ども同士や自然、社会に関わることが出来る機会を設けている。

園内外は清潔に保たれ、自然光の中で生活できる園舎である。3歳児の部屋には落ち着いて絵本やお話を聞くスペースがあり、4、5歳児の部屋は「秘密基地」と呼ばれる設備が2クラスを繋ぐ形で設置されている。その「秘密基地」は子どもの好奇心・探求心を引き出すために設計段階から考えられており、大型遊具のように階段を上って背の低い天井を歩いていくと隣のクラスに行くことが出来る。子どもたちはその「秘密基地」の中を行き来したり、少人数でじっくり遊んだり好奇心・探求心を育むと同時に落ち着ける場所としても利用されている。広い廊下では、異年齢の子どもたちが触れ合って遊ぶ姿が見られ、園庭へつながるデッキでは天候の悪い日にマラソンしたり、日向ぼっこをしたり、夏の期間はすだれで直射日光を遮り未満児のプール遊びなどで利用されている。

また、部屋には近隣の「親水公園」へ散歩に行ったときに自分で拾ってきたドングリや葉っぱを使った製作を展示して季節を感じる事が出来るよう工夫されていた。5歳児は秋の遠足で、公共のマナーなどを身に付ける為にも電車を使用している。社会体験を得る為に4、5歳児で市役所に見学に行く機会も設けている。

**A-1-(3) 職員の資質向上**

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保育士等、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいる。	
	自己評価に当たって、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に配慮している。	○
	保育士が自己評価により、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の向上に努めている。	○
	保育士の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。	
	保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながっている。	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

**○保育の向上・改善に向けた職員の自己評価の実施について、今後の取り組みに期待したい。**

3歳以上児クラスの保育士等は、月間・週間指導計画等の評価において週ごとに自らの保育実践を振り返る機会をもっている。その内容については、子どもの意欲や心の育ちなどにも触れて評価し振り返りをしているものもあるが、活動やその結果のみで子どもの心の育ちや意欲、取り組みの過程等の評価にまで至らない振り返りもあり、ばらつきがみられる。経験の浅い職員への指導を組織的に実施しているところでもありその質の向上が期待される。3歳未満児については、日々の保育の振り返りを主任と一緒にを行うOJT方式がとられている。組織として保育士の自己評価には取り組んでいないが、園長自身もその必要性を感じており、今後の取り組みに期待したい。

**A-2 子どもの生活と発達**

**A-2-(1) 生活と発達の連続性**

評価細目	評価の着眼点	評価結果
① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。	○
	子どもに分かりやすい穏やかな言葉づかいで、おだやかに話している。	○
	「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。	○
	子どもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応している。	○
	子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。	○
	「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	○
	登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。	○
② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	○
	障害の内容等に応じて建物、設備等の環境へ配慮がみられる。	○
	障害のある子どもの生活の質を高められるよう、その子どもの特性を生かすように遊びや全体の保育の計画が作成されている。	○
	障害のある子どもの特性に配慮した個別の計画が立てられている。	○
	保護者との連携を密にし、相互理解を図っている。	○
	障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。	○
	障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。	○
	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	○
	保護者に障害児に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	○



③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、計画性をもった取組となっている。	○	a
	畳やじゅうたん、ソファなど寝転ぶことができる環境、おもいおもいに遊びことができる遊具などがあり、家庭的な雰囲気を感じられる。	○	
	長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供され、献立表にその日の夕食や軽食の内容が明記されている。	○	
	一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、抱いたり、声をかけたりするなどゆったりとした接し方に努めている。	○	
	異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。	○	
	子どもの状況について、職員間で適切な引継ぎを行っている。	○	
	保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○障がいのある子どもが安心して生活ができるよう取り組みが行われ、共に育ちあう環境整備に向け組織的に実践されている。

園内はバリアフリーとなっており、障がい者用トイレも設置してある。児童発達支援事業所（きららにじぐみ）が併設されており、そこで立案された個別計画に基づき「きららおひさまこども園」に通いながら療育を受けることができる。月に1回、若しくは必要に応じて「きららおひさまこども園」と「きららにじぐみ」との個別支援会議の機会を設け情報の共有化を図っている。日常の保育をはじめ行事の参加についても一人ひとりの支援について具体的に話し合いが行われており、共に育ちあう環境が整備されている。

A-2-2 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。	○	a
	子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。	○	
	体調のすぐれない子どもについては、保護者と確認し食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。	○	
	子どもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。	○	
	健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成している。	○	
② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。	○	b
	子どもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しんでいる。	○	
	子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。	○	
	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	○	
	子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。	○	
	子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。	○	
	時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。		
	子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。	○	
	子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。	○	
	調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。		
	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置付けている。	○	
子どもの生活リズムに配慮して食事やおやつを提供している。	○		

③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	○	a
	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。	○	
	食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。	○	
	食器の材質や形などに配慮している。	○	
	おやつは、できる限り手作りを心がけている。	○	
	栄養士や調理担当者が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	○	
	子どもや一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がなされている。	○	
④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	健康診断・歯科健診の結果が記録され、職員に周知されている。	○	a
	家庭での保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	○	
	健康診断・歯科健診の結果を保健計画等に反映させ、保育が行われている。	○	

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○子どもの健康状態に応じた食事内容やその日の保育について関係職員で連携し柔軟に対応している。

健康管理については保護者との連絡を大切に、給食では体調に合わせてミキサー食等なども提供している。日々の保育においてはプールに参加できない時は別室で保育したり、体調が優れず状態の観察が必要だったり保護者の迎えを待つ間は事務室の一角の落ち着いたスペースで保育するなど臨機応変で柔軟な対応がなされている。

○食育における課題を把握しながら、可能なことから工夫して食育に取り組む事が期待される。

年長児はランチルームで気分を変えて食事に向かうことが出来る環境があり、栄養士も一緒に食事をする事で子どもの食の状況を把握し、残食が多かった大豆はカレーに入れるなど改善に努めている。園児が収穫したサツマイモや枝豆を給食で提供したり、給食展示では使っている材料を素材のまま展示するなどの工夫がされている。

栄養士は戸外で食事をして楽しませたいと考えているが衛生管理面から実施する難しさがあり、また、調理風景が見える環境や調理する人と言葉を交わす工夫などの大切さを感じながらも衛生面と構造的な問題から実施できないことを課題としている。しかし、今後は可能なことから工夫して食育に取り組む意向を持っており、今後の取り組みが期待される。

○検診の結果から健康に関する啓発のための機会を実施するなど結果を保育計画に反映させている。

歯の健診の結果、虫歯の保有数が増えたことを受け、平成26年度に年長児の保護者を対象として歯科衛生士による虫歯予防の講話を実施するなど、必要に応じて保育計画に反映させる姿勢がある。

**A-2-(3) 健康及び安全の実施体制**

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① アレルギー疾患、慢性疾患等を持つ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	主治医等による細かい指示のもと、保育所での生活に配慮をしている。	○	a
	食事の献立や除去機関などに関する主治医等からの指示がある。	○	
	アトピー性皮膚炎・食物アレルギーの子どもに対して、主治医の指示のもと、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。	○	
	食事の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	○	
② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	施設長等は衛生管理の取組について、リーダーシップを発揮している。	○	b
	衛生管理等に関する担当者・担当部署を設置している。	○	
	担当者等を中心にして、定期的に衛生管理に関する検討会を開催している。	○	
	衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っている。	○	
	マニュアルは定期的に見直しを行っている。		

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○アレルギー対応については細心の注意を払い医者の指示書に基づいた適切な対応が行われている。

燕市子育て支援課作成による「食物アレルギー対応マニュアル」が備えられ活用されている。マニュアルは、食物アレルギーについての基礎知識から、給食の対応方法、調理・提供の方法、職員の役割分担、緊急時対応について記載されており、園ではこのマニュアル通りに実施し、医師の指示書も備えて対応している。

○衛生管理の仕組みづくりに関してさらなる取り組みに期待したい。

職員の衛生管理に関しては「きららおひさまこども園感染症対応マニュアル」の中の「職員の衛生管理」という項目で、清潔・不潔等の考え方や職員自身の衛生管理について詳細に記載している。給食は業者委託となっているが、マニュアルの中で「調理担当者」は「給食衛生マニュアルを参照」することとし、委託会社職員の衛生管理についても記載をしている。給食に関する衛生管理は栄養士を責任者として委託業者と連携して行っている。委託業者との会議には園長、栄養士、委託会社職員が出席をし、感染症等の情報も含め衛生管理等についての話し合いを行っているが、園長自身が実際に委託業者の体制やマニュアル等を確認するまでには至っていない。食中毒発生等の緊急時に備えて委託業者の衛生管理体制やマニュアルについても把握することが望まれる。また、園の感染症対応マニュアルについても、いつでも活用できる適切な内容であるよう定期的・継続的に見直しをする仕組みの整備が望まれる。

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

評価細目	評価の着眼点	評価結果	
① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	食育の計画を作成し評価するとともに、家庭との連携についても計画的に進められている。	○	b
	家庭での食事の状況を把握している。	○	
	献立表をわかりやすく作成し、事前に配布している。	○	
	レシピを掲示するなどし、保護者に保育所で提供する食事に対する関心を促している。	○	
	保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。	○	
	サンプルを掲示し、その日の献立や量を子どもや保護者にも伝えている。	○	
	食品の原材料の産地や食器の素材の安全性に関する情報に留意し、保護者にも伝えている。		
	発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。	○	
	保護者からの食に関する相談、助言体験の機会を設けたり、保護者が食育に関心を持つような取組をしている。		
② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。	○	a
	連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。	○	
	様々な機会を活用して、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるよう様々な支援をしている。	○	
	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。	○	
	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	○	
③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通理解を得るための機会を設けている。	保護者に保育の意図や保育についての理解を促す機会を設けている。	○	b
	保護者との相互理解のために懇親会などの話し合いの場を設けている。	○	
	保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。		
④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。	○	b
	子どもの心身の状態に配慮している。	○	
	養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助している。	○	
	保護者や家族の養育状態、特に不適切な養育状態の把握に努めている。	○	
	児童虐待及びその防止に関して保護者への啓発に努めている。	○	
	職員に対して不適切な養育や虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。	○	
	児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	○	
	マニュアルに基づく職員研修を実施している。		

コメント（特に評価が高い点、改善が求められる点等）

○児童虐待防止の職員への意識を高め虐待防止マニュアルを周知することが求められる。

職員が虐待防止の重要性について認識を深められるように、日頃から園長が朝礼で繰り返し伝えている。また、新人職員や年度途中で入職した職員などに向け虐待対応に関する研修を実施し、不適切な養育や虐待が疑われるような場合には情報が必ず園長に届くように燕市で作成された児童虐待への対応マニュアルを活用している事が書面で確認できた。しかし、児童虐待への対応マニュアルについて今回の第三者評価における職員の自己評価が低く、マニュアルが職員に十分周知され活用されているとは言い難い状況がうかがえた。児童虐待防止法では「児童の福祉に職務上関係ある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定され、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」には行政等の施策への努力義務が課せられている事から、児童虐待防止に対する職員の意識をより一層高め、虐待防止マニュアルに沿った対応を職員が確実に実行できるよう周知徹底することが求められる。

○様々な機会を通し、子どもの様子を発信することで成長の喜びを共有できるような支援を行っている。

玄関には保育の様子の写真を大きな画面で映し出し、その隣の掲示板には『今日の活動』を各クラスごとに記載している。各種行事は保護者に子どもの育ちを伝える機会と捉え、それまでの取り組みをクラスだよりで伝えたり、教育・保育のねらいを行事当日に園長から説明したり、当日の様子を後日園だよりで伝えている。このように、具体的に子どもの様子を伝えることで理解を深め成長の喜びを共有できるような保護者支援に取り組んでいるが、今回の第三者評価における保護者アンケートでは園からの説明が不足していると感じている保護者もあり、日常のコミュニケーションを深め丁寧に説明するなど、さらなる取り組みが求められる。